

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現況

- (1) 地域の災害リスク
- (洪水：ハザードマップ)
- (土砂災害：ハザードマップ)
- (地震：J-SHIS)
- (その他)
- ・台風による災害

現状

本町は、熊本県の西北端に位置し、連山に囲まれた盆地には、高台・谷間を形成し、その地形は複雑となっています。

このような地形的、系統的条件を持つ本町は、河川改修も行われ、冠水による田畑の被害も次第に減少してきています。山地荒廃に起因する集中豪雨時の短時間増水による河川堤防の決壊、田畑地帯の冠水による被害等、いまだ危険要因は残されております。

平成28年熊本地震では、本町でも、震度5弱を観測し、改めて、地震の怖さを体験いたしました。また、令和2年7月豪雨では、本町に線状降水帯が発生し、土砂災害や河川の氾濫等により多くの被害が出ました。本町でもいつ災害に見舞われるか想定できないのが現状です。(出展：南関町総合防災マップ[保存版])



(ハザードマップ出展：防災情報くまもと)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 414
- ・小規模事業者数 366

【内訳/県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
卸売・小売業	117	108	町内に広く分散している
宿泊・飲食サービス業	61	56	町内に広く分散している
製造業	78	55	町内に広く分散している
建設業	63	60	町内に広く分散している
その他	95	87	町内に広く分散している
合計	414	366	

### (3) これまでの取組み

#### 1) 南関町の取組

- ・防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知。
- ・HP、防災無線 オフトークを通して防災情報を提供。
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄。
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練。
- ・南関町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。

#### 2) 当会の取組み

- ・平成25年商工会危機管理マニュアルの策定。
- ・防災備品、支援物資の搬入搬出の支援。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画（BCP）（もしくは事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い状況がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### (1) 事業者BCPの策定が進んでいない

当地区は幸い災害の少ない地域であったこともあり、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業者に限られている。事業継続力計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当町は当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

### (2) 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取組に関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険等との連携が必要である。

### (3) 小規模事業者の策定手法

国をはじめ関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

## III 目標

- ・当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・災害後、速やかな復旧支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングが有りません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内におけ

る体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

〈事業者BCP策定の推進に関すること〉

- ・ 地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施する。  
開催通知は、対象者への郵送及び当会と当町広報のページにて情報発信する。
- ・ 事業所が策定した事業継続計画（BCP）（もしくは事業継続力強化計画）の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と南関町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

本計画と南関町地域防災計画書や令和2年に策定した「感染症予防マニュアル」の整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対応策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対応する災害リスクの周知

・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するために取組や対策（事業休業への備え、水害保証等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPの積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む）の勘定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### < 定量目標 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	2	2	2	2	2
BCP策定件数	2	2	2	2	2

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

2) 商工会自身の事業継続計画作成

当会は令和3年5月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

・事業継続力強化支援に取り組まれている専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示、セミナー等の共催。

・感染症に関しては、収束時間が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認。

・当会と当町では、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害が発生したと仮定し、南関町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 災害発生後の対策 >

・自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 対応策の実施可否の確認

- ・発災後、 3 時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会の事業継続計画に従い、SNS等で迅速に確認する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒・職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南関町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
 豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身が先ず安全を確認し、警報解除後に出勤する。  
 地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる被害状況の場合は、出勤せず、職員自身が先ず安全を確認し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合は、当町または応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取りない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

・南関町で取りくみをまとめた「南関町新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

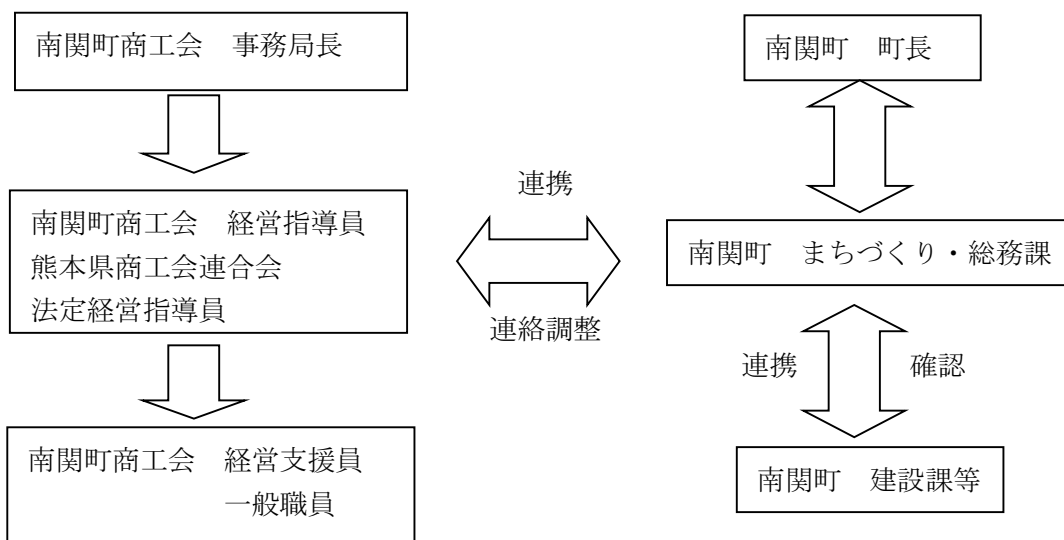
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
高橋 寛光	連絡先は後述 (3) ①参照
小池くみ子	連絡先は後述 (3) ②参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗情報、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

南関町商工会

〒861-0803 熊本県玉名郡南関町関町 1500-1

TEL : 0968-53-0120 / FAX : 0968-53-0305

E-mail : [nankan@lime.ocn.ne.jp](mailto:nankan@lime.ocn.ne.jp)

②熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町 3 番 13 号

TEL : 096-325-5161 / FAX : 096-325-7640

E-mail : [info@kumashoko.or.jp](mailto:info@kumashoko.or.jp)

③関係市町村  
 南関町役場 まちづくり課  
 〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 64  
 TEL : 0968-57-8501 / FAX : 0968-53-2351  
 E-mail : syoukoukankou@town.nankan.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
講師謝金	35	35	35	35	35
講師旅費	15	15	15	15	15
資料印刷費	25	25	25	25	25
防災、感染症対策費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等